

議員発案第 1 号

特別委員会の設置について

本市議会は、別紙のとおり「河川改修・国道整備促進特別委員会」を設置するものとする。

平成26年7月3日 提出

提出者 三条市議会議員 久住久俊

賛成者 三条市議会議員 名古屋 豊

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林 誠

同 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 高坂登志郎

特別委員会設置決議

- 1 本市議会に、「河川改修・国道整備促進特別委員会」を設置し、委員13人をもって構成する。

- 2 議会は、河川改修・国道整備促進特別委員会に対し、次の事項の審査を行わせるものとする。
 - (1) 五十嵐川改修等に関する事業の調査・研究
 - (2) 国道8号（栄拡幅）整備事業の調査・研究
 - (3) 国道289号（八十里越）整備事業の調査・研究
 - (4) 国道403号（三条北バイパス）整備事業の調査・研究

- 3 本特別委員会は、議会の閉会中も継続して審査を行うことができるものとし、議会が審査終了を議決するまで、継続して審査を行うものとする。